

地方公務員法第58条の2及び広島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、平成26年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況を次のとおり公表します。

広島市長 松井 一實

平成26年度 広島市人事行政の運営等の状況

I 人事行政の運営の状況 (任命権者から報告を受けた平成26年度における人事行政の運営の状況を取りまとめ、その概要を公表するものです。)

1 職員の任用の状況等

(1) 部局別職員数

(単位:人)

区分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	計
職員 (再任用以外)	6,258	1,340	641	1,131	99	9,469
再任用職員 (常勤)	12	2	1	8	—	23
再任用職員 (短時間)	55	—	8	15	1	79

(注)1 「その他」は、議長、選挙管理委員会、人事委員会、代表監査委員及び農業委員会であり、以下同じです。

(注)2 平成27年3月31日現在のものです。

(2) 採用者数

(単位:人)

区分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	計
職員 (再任用以外)	380	83	—	31	—	494
再任用職員 (常勤)	13	3	—	8	—	24
再任用職員 (短時間)	55	—	8	15	1	79

(注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までのものです。(以下時期等を記載していないものについて同じです。)

(3) 退職者数

(単位:人)

区分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	計	
定年 職員 (再任用以外)	168	51	32	28	3	282	
定年 以外	職員 (再任用以外)	89	15	6	23	—	133
	再任用職員 (常勤)	12	3	1	8	—	24
	再任用職員 (短時間)	3	—	—	2	—	5
計	職員 (再任用以外)	257	66	38	51	3	415
	再任用職員 (常勤)	12	3	1	8	—	24
	再任用職員 (短時間)	3	—	—	2	—	5

(4) 職位別昇任者数

(単位:人)

区 分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	計
局長級	3	—	—	—	—	3
部長級	15	4	1	1	3	24
課長級	52	14	3	2	2	73
課長補佐級	96	22	11	6	4	139
係長級	111	29	19	5	—	164
計	277	69	34	14	9	403

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員給与費の状況

職員給与費（消費的経費）				1人当たり 給与額（年額）
給料	諸手当	期末・勤勉手当	計	
311億537万円	107億4,399万円	126億4,986万円	544億9,922万円	696万円

(注) 平成26年度一般会計決算見込みによるものです。

(2) 平均給与月額（給料月額、諸手当）及び平均年齢

区分	平均給与月額			平均年齢
	給料月額	諸手当	計	
行政職	339,196円	58,458円	397,654円	43歳8か月

(注) 平成27年1月1日現在のものです。

(3) 勤務時間の状況

(週38時間45分)

区 分	勤務時間	休憩時間
月曜日～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分	午後0時00分～ 午後1時00分

(注) 本庁舎及び区役所に勤務する場合のものです。

(4) 年次有給休暇の平均取得状況

平均取得日数	取得率
11.0 日	55.0 %

(注) 取得率は、取得日数÷付与日数により算出しています。

3 職員の休業の状況

・ 育児休業の取得状況

区 分	取得者数	うち前年度からの 取得者	取得率
女性職員	285人	154人	99.2%
計	293人	154人	—

(注) 取得率は、平成26年度の新たな取得者数÷平成26年度中の新たな育児休業取得可能職員数により算出しています。

4 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の被処分者数

(単位：人)

区 分	休 職	免 職	計
勤務実績が良くない場合	—	—	—
心身の故障の場合	131	—	131
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—
計	131	—	131

(2) 懲戒処分の被処分者数

(単位：人)

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
被 処 分 者 数	7	6	4	2	19

5 職員のサービスの状況

地方公務員法では、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないというサービスの根本基準が示されています。また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、更には政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。加えて、広島市職員倫理条例では、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則等を定めています。

こうした中、平成26年度においては、サービス監理委員会の開催や全職員を対象とした公務員倫理研修の実施、更には次に掲げる通達等により、職員のサービス規律の確保に努めました。

時 期	内 容	発信者
平成26年 4月 7日	不祥事の根絶と綱紀粛正の徹底について	副市長
平成26年 4月 21日	飲酒運転防止のための取組について	市長
平成26年 7月 7日	職員の倫理の保持及び贈答等の虚礼廃止について	副市長
平成26年12月 1日	職員の倫理の保持及び贈答等の虚礼廃止について	副市長
平成26年12月 1日	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における職員のサービス規律の確保について	副市長
平成27年 3月 23日	広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における職員のサービス規律の確保について	副市長

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実績（受講者数）

(単位：人)

研修センターが実施し、又は支援する研修			職場研修	派遣研修
階層別研修	能力開発型研修	自主研修		
1,114	2,101	256	94,792	1,398

(2) 人事評価制度等の状況

地方公務員法第40条に規定する勤務成績の評定については、より適切な評定を行うことができるよう、職種等に応じ、次に掲げる3つの方法により実施しています。

ア 能力評価

職員本人による自己評価 → 上司による評価 → 評価結果の開示・職員と上司の面談

イ 業績評価

職員本人による目標設定 → 職員と上司の面談 → 職員と上司の中間面談 → 職員本人による自己評価 → 上司による評価 → 評価結果の開示・職員と上司の面談

ウ 勤務評定

上司による評価

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員互助会及び職員共済組合の事業概要

ア 市職員互助会

(ア) 会員は水道局職員及び臨時職員を除く市職員であり、会員数は平成27年3月1日現在14,560人です。

(イ) 事業内容

給付・育成 事業会計	給付	結婚祝金・入学祝金等の支給
	育成	総合文化祭、体育行事、健康増進事業、文化・娯楽行事等入場料助成、 体育奨励事業、サークル育成、職員会館管理運営等
貸付事業会計		生活資金貸付金等の償還のみ実施
収益事業会計		生命保険等団体取扱、積立年金、物資販売事業及び物品貸付事業

(ウ) 掛金率及び助成金率（平成27年3月1日現在）
 掛金率（会員負担） 給料月額 $\frac{4}{1}$ 、000
 助成金率（事業主負担） 給料月額 $\frac{1.5}{1}$ 、000

(エ) 事業費は4億8,378万円（平成26年度決算額）であり、市の助成金は7,680万円です。

(オ) 事業等見直し
 会員制福利厚生事業を導入し、福利厚生サービスの提供を実施

イ 水道局職員互助会

(ア) 会員は水道局職員であり、会員数は平成27年3月1日現在707人です。

(イ) 事業内容

給付会計	結婚祝金・入学祝金等の支給
事業会計	体育行事、健康増進事業、文化・娯楽行事等入場料助成、サークル育成、 生命保険等団体取扱、積立年金及び物品貸付事業等
貸付金会計	生活資金貸付金等の償還のみ実施

(ウ) 掛金率及び助成金率（平成27年3月1日現在）
 掛金率（会員負担） 給料月額 $\frac{4}{1}$ 、000
 助成金率（事業主負担） 給料月額 $\frac{1.5}{1}$ 、000

(エ) 事業費は6,273万円（平成26年度決算額）であり、市の助成金は433万円です。

(オ) 事業等見直し
 会員制福利厚生事業を導入し、福利厚生サービスの提供を実施

ウ 職員共済組合

(ア) 組合員は市立学校教員、非常勤職員及び臨時職員を除く市職員であり、組合員数は平成27年3月31日現在11,343人です。

(イ) 事業の概要

- ① 退職者に対する年金の給付等
- ② 療養の給付や育児・介護休業手当金の給付
- ③ 組合員の臨時の支出に対する資金の貸付け

(ウ) 掛金率及び負担金率（平成27年3月1日現在）

区 分	長期給付（年金給付事業）		短期給付（保健・休業給付事業）	
	給料月額	期末手当等	給料月額	期末手当等
掛金率 (組合員負担)	105.775/1,000	84.62/1,000	57.6/1,000	46.08/1,000
負担金率 (事業主負担)	153.90/1,000	123.12/1,000	58.0/1,000	46.4/1,000
区 分	短期給付（介護納付金）			
	給料月額	期末手当等		
掛金率 (組合員負担)	6.125/1,000	4.9/1,000		
負担金率 (事業主負担)	6.125/1,000	4.9/1,000		

(エ) 事業費（貸付事業等を含む。）は268億2,175万円（平成26年度決算額）であり、市の負担金は139億6,990万円です。

(オ) 事業等見直し

- ・ 短期給付の掛金率・負担金率の引上げ（H26.4～）
- ・ 長期給付の掛金率・負担金率の引上げ（H26.9～）
- ・ 会員制福利厚生事業を導入し、福利厚生サービスの提供を実施

(2) 公務災害及び通勤災害の補償の状況

(単位:件)

区 分	認 定 件 数		
	負 傷	疾 病	計
公務災害	56	4	60
通勤災害	21	—	21
計	77	4	81

(3) 措置要求及び不服申立てに係る人事委員会の勧告及び指示に対する対応状況

区 分	件数	対 応 状 況	
		勧告又は指示に 従ったもの	左記以外
措置要求に 係る勧告	—	—	—
不服申立てに 係る指示	—	—	—

II 人事委員会の業務の状況 (人事委員会から報告を受けた平成26年度における業務の状況を公表するものです。)

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用に係る競争試験及び選考の状況

ア 採用試験(競争試験及び公募により行う選考をいいます。以下同じです。)の実施日程

区分	申込 受付期間	第1次 試験日	第1次試験 合格発表日	第2次 試験日	第2次試験 合格発表日	第3次 試験日	最終合格 発表日	
I種	行政事務 社会福祉 心理 土木 建築 電気 機械 化学 農芸化学 造園 園芸 林業 水産 薬剤師 獣医師 保健師 消防	26. 5. 16 ～ 26. 5. 29	26. 6. 22	26. 6. 27	26. 7. 3 ～ 26. 7. 22	26. 7. 25	26. 8. 1 ～ 26. 8. 25	26. 8. 29
	保育士			26. 10. 9 ～ 26. 10. 15	26. 10. 24	26. 11. 4 ～ 26. 11. 10	26. 11. 14	
	栄養士 学校栄養職員			26. 10. 2				
II種	行政事務 土木 学校事務 消防	26. 8. 15 ～ 26. 9. 1	26. 9. 28		26. 10. 16 ～ 26. 10. 23	26. 10. 31	26. 11. 11 ～ 26. 11. 21	26. 11. 28
	民間企業等職 務経験者対象 (行政事務・土木・建 築・電気・機械)			26. 10. 21	26. 11. 1 26. 11. 2	26. 11. 7	26. 11. 29 26. 11. 30	26. 12. 5
	身体障害者対象 (行政事務・学校事務)	26. 9. 11 ～ 26. 9. 26	26. 10. 12	26. 10. 15	26. 10. 24	—	—	26. 10. 31
技能 業務 職	食肉技術員				27. 2. 9	—	—	27. 2. 13
	清掃業務員 下水関係業務員 調理員	27. 1. 9 ～ 27. 1. 20	27. 2. 1	27. 2. 5	27. 2. 16 ～ 27. 2. 20	—	—	27. 2. 27

(注) 身体障害者対象及び技能業務職については、第3次試験を実施していません。

イ 採用試験の実施結果

(単位:人)

区 分	申込者	第1次試験		第2次試験		第3次試験				最終競争倍率(倍)	
		受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者				
							総数	男性	女性		
I種	行政事務	1,321	1,009	441	429	294	282	166	94	72	6.1
	社会福祉	50	40	30	30	20	19	11	3	8	3.6
	心理	34	27	9	9	4	4	2	1	1	13.5
	土木	88	70	55	53	44	42	35	32	3	2.0
	建築	38	30	23	22	20	20	13	5	8	2.3
	電気	35	21	12	10	8	8	5	5	0	4.2
	機械	36	28	20	15	13	13	9	9	0	3.1
	化学	35	26	12	12	6	6	3	2	1	8.7
	農芸化学	23	13	9	9	4	4	2	1	1	6.5
	造園	8	5	4	4	4	4	2	1	1	2.5
	園芸	13	7	5	5	2	2	1	1	0	7.0
	林業	3	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	水産	8	3	2	2	2	2	1	0	1	3.0
	薬剤師	10	7	5	4	2	2	1	1	0	7.0
	獣医師	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1.0
	保健師	60	47	15	15	10	10	6	0	6	7.8
	消防	141	114	18	18	12	12	6	6	0	19.0
	保育士	340	315	188	182	124	122	70	2	68	4.5
	栄養士	24	19	5	4	2	2	1	0	1	19.0
	学校栄養職員	58	43	12	12	8	7	4	0	4	10.8
小計	2,326	1,826	866	836	580	562	339	164	175	5.4	
II種	行政事務	148	123	64	62	40	38	22	13	9	5.6
	土木	8	5	1	1	1	1	1	1	0	5.0
	学校事務	48	43	31	31	20	20	11	4	7	3.9
	消防	1,013	842	189	183	122	110	86	83	3	9.8
	小計	1,217	1,013	285	277	183	169	120	101	19	8.4
民間経験者対象	行政事務	302	205	30	30	10	10	5	4	1	41.0
	土木	20	13	12	12	8	6	5	5	0	2.6
	建築	18	14	12	12	6	5	3	3	0	4.7
	電気	5	4	4	4	2	2	1	1	0	4.0
	機械	8	7	6	6	4	4	1	1	0	7.0
	小計	353	243	64	64	30	27	15	14	1	16.2
身障	行政事務	54	51	10	—	—	8	6	4	2	8.5
	学校事務	10	6	2	—	—	2	1	1	0	6.0
	小計	64	57	12	—	—	10	7	5	2	8.1
技能業務職	食肉技術員	17	17	9	—	—	8	2	2	0	8.5
	清掃業務員	63	55	10	—	—	9	2	2	0	27.5
	下水関係業務員	188	161	15	—	—	10	4	4	0	40.3
	調理員	70	66	5	—	—	5	2	0	2	33.0
	小計	338	299	39	—	—	32	10	8	2	29.9
合 計	4,298	3,438	1,266	1,177	793	800	491	292	199	7.0	

(注) 1 身体障害者対象及び技能業務職については、第3次試験を実施していませんが、合格者の男性・女性の別を表すため、第2次試験の結果を第3次試験の欄に記載しています。

(注) 2 最終競争倍率は、第1次試験の受験者数を最終合格者数で除したものです。

ウ 採用選考の実施状況

(単位:人)

区 分	市長	消防長	教育委員会	合 計
局長級	1	—	—	1
部長級	1	—	—	1
課長級	2	—	—	2
課長補佐級	4	—	—	4
係長級	6	—	1	7
係員	5	—	1	6
合 計	19	—	2	21

(2) 昇任に係る選考の状況

(単位:人)

区分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	合計
局長級	7	—	—	—	2	9
部長級	29	2	1	—	—	32
課長級	62	11	5	2	—	80
課長補佐級	105	13	24	4	5	151
係長級	131	38	36	7	2	214
合計	334	64	66	13	9	486

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告の状況

平成26年9月18日に、市議会及び市長に対し、報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

(1) 報告の概要

ア 公民較差

民間給与	本市職員の給与	較差
414,120円	413,159円	961円 (0.23%)

イ 給与の改定

(ア) 人事院勧告における国家公務員の改定状況を踏まえ、行政職給料表適用職員の給与について、前述の民間給与との較差を解消する措置を講ずるとともに、他の給料表適用職員の給与についても、行政職給料表適用職員との均衡を図る措置を講ずる必要がある。

(イ) 本市職員の期末・勤勉手当の年間支給月数が民間における特別給の年間支給月数を0.16月下回っていることから、本委員会では、民間における支給状況に見合うよう、本市職員の期末・勤勉手当を年間で0.15月分引き上げることが適当であると判断した。

ウ その他の言及事項

(ア) 給与制度の総合的見直し

本市の実情に即した給与制度の構築に向けて、人事院勧告の内容や「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」の報告内容を注視していく必要がある。

(イ) 高齢層職員の昇給・昇格制度の改正

本市の高齢層職員の昇給・昇格制度の改正については、国の改正の趣旨等を踏まえ、本市の職員構成等の実情や民間、他の地方公共団体における状況を考慮しながら、検討していかなければならない。

(ウ) 住居手当

本市においては、平成26年4月に自宅に係る手当の額の引下げを行い、現在経過措置期間中ではあるが、国や他の政令指定都市等の支給状況等を十分勘案しながら、自宅に係る住居手当について廃止も見据えて更に検討を続けていく必要がある。

(エ) 人事管理に関する課題

仕事と生活の調和や時間外勤務の縮減等について検討を進め、時代の変化に対応した人事管理を行っていく必要がある。

(2) 勧告の概要

ア 給料表又は諸手当

(ア) 本市職員の給与と民間給与との較差(0.23%)を解消するため、給料表又は諸手当について、本市職員の実態に応じて改定すること。

(イ) 期末・勤勉手当の年間支給割合を0.15月分引き上げること。

イ 改定の実施時期

平成26年4月1日から実施すること。ただし、期末・勤勉手当については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位:件)

係属件数			処理件数							翌年度への繰越し (A)-(B)
前年度からの繰越し	新規要求	計(A)	却下	一部却下 一部否認	全部否認	一部容認	全部容認	取下げ	計(B)	
1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0

※ 措置の要求とは

職員の勤務条件に関する措置の要求の制度とは、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員が給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、適切な措置が執られるべきことを要求することができる制度です。

4 職員の不利益処分に関する不服申立ての状況

(単位:件)

係属件数			処理件数						翌年度への繰越し (A)-(B)
前年度からの繰越し	新規申立て	計(A)	却下	処分承認	処分修正	処分取消	取下げ	計(B)	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 不服申立てとは

職員の不利益処分に関する不服申立ての制度とは、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員が、人事委員会に対して、その処分の取消し等を申し立てることができる制度です。